

昭和二十四年法律第四百十八号  
教育職員免許法施行法 抄

（旧令による教員免許状を有する者についての特例）

第一条 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）の規定により授与された次の表の上欄各号に掲げる教員免許状を有する者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）（以下「免許法」という。）第五条第一項本文の規定にかかわらず、それぞれその下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

番	号	上欄	下欄
一	国民学校本科教員免許状	幼稚園、小学校及び中学校の教諭の二種免許状	
二	国民学校専科教員免許状	小学校及び中学校の助教諭の臨時免許状	
三	国民学校初等科教員免許状	幼稚園及び小学校の助教諭の臨時免許状	
四	国民学校准教員免許状	幼稚園、小学校及び中学校の助教諭の臨時免許状	
五	国民学校初等科准幼稚園及び小学校の助教諭免許状	幼稚園及び小学校の助教諭の臨時免許状	
六	国民学校養護教員免許状	養護教諭の二種免許状	
七	中学校高等女学校中学校教諭の二種免許状 教員免許状、高等及び高等女学校教諭の一種 女学校教員免許状並びに小学校助教諭 状、実業学校教員論の臨時免許状		
八	高等学校高等科教員免許状、高等女及び高等女学校教諭の一種 学校高等科及び専免免許状並びに小学校助教 諭の臨時免許状		
九	幼稚園教員免許状 幼稚園教諭の二種免許状 及び小学校助教諭の臨時 免許状		

4 前項の免許状の交付は、免許法第十五条に規定する免許状の再交付とみなす。  
（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）

第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

番	号	上欄	下欄
一	旧師範教育令（昭和十八年勅令第幼幼稚園、百九号）による師範学校（以下小学校及び「師範学校」という。）を卒業した及び中学校の教諭の二種免許状		
二	旧師範教育令による青年師範学校（以下「青年師範学校」という。）を卒業した者	中学校教諭の二種免許状並びに小学校及び高等女学校教諭の臨時免許状	
三	旧青年学校教員養成所令（昭和十中中学校教諭の二種免許状並びに小学校及び高等女学校教諭の臨時免許状）		
四	旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者	小学校助教諭の臨時免許状	

る者（この表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）

五 旧大学令による学士の称号を有する者で、三年以上下欄に掲げる各学免免許状、当学校の教員（下欄に掲げる各学免免許状、学校の教員に相当するものとして、中学校教諭の臨時免許状、小学校助教諭の臨時免許状、及び高等女学校教員免許状並びに専攻科教員免許状）を有する者又はこの表の第二十五号の上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員（文部科学省令で定める旧令による二種免許状）を有する者として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

六	旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科（以下「高等学校高等科」という。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）を卒業した者又は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者（この表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）	小学校及び中学校の助教諭の臨時免許状	
七	旧国民学校令による国民学校専科中学校教諭の二種免許状		
八	旧国民学校令による国民学校専科小学校教諭の二種免許状		
九	旧国民学校令による国民学校専科小学校教諭の二種免許状		
十	旧国民学校令による国民学校専科小学校教諭の二種免許状		

成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

七 旧国民学校令による国民学校初等幼稚園及び小学校の教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当学校の教員の教諭の（文部科学省令で定める旧令による二種免許状）を有する者として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

八	旧教員免許令による中学校高等女小学校教諭の二種免許状、高等女学校教員論の二種免許状、実業学校教員免許状、高免免許状、実業学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第二十五号の上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員（文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの		
九	昭和二十二年三月一日から昭和二十三年三月三十一日までの間におび中学校及び地方教官又は地方教官たる旧の助教諭青年学校令（昭和十四年勅令第二の臨時免許状）による青年学校の教諭免許状であつた者		
十	前条の表又はこの表の上欄の各号小学校、のに該当しない者で、旧大学令中学校及び高等科、大学予科、高等学校及び高等女学校官制（昭和二十一年勅令第百五十八号）第一条に規定する教員免許状（以下「教員養成諸学校」という。）の教員の経歴を有する者		
十一	イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八條の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者		

<p>口 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p> <p>十 教員養成諸学校(師範学校及び青二年前師範学校を除く。)又は旧教員養成諸学校官制第二条に規定する教員養成所を卒業した者</p>	<p>十 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有する者</p>	<p>十 旧教員免許令第二条但書の規定に基く昭和十八年文部省告示第五百論の二種号一の定めるところによつて、旧免許状及中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校の教員と校教諭のなることのできる者(この表の第一種免許二十号の三の上欄に掲げる者を除く。)</p>	<p>十 旧教員免許令に基く教員無試験檢定に関する指定学校(明治三十六教諭の臨年文部省告示第三十号)公立私立時 免許学校、高等女学校教員無試験檢定校教諭の取扱を許可したる学校(明治四二種免許十四年文部省告示第二百四十一号)状及び高又は実業学校教員檢定に関する規程等学校教諭により無試験檢定を受くること論の一種を許可したる学校(大正十二年文部省告示第三十五号)を昭和三十三年三月三十一日までに卒業した者</p>	<p>十 旧教員免許令に基く高等学校教員免許の規程による無試験檢定を受くること論の臨時免許状(大正八年文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者</p>
<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>	<p>十 学校教育法施行規則第三百三条の四中学校教八各号の規定により、高等学校教諭論の二種飯免許状を有するものとみなされ免許状及た者</p>	<p>十 学校教育法施行規則第三百三条の六高等学校九又は第九百三條の七又は第九百三條の助教諭の八第二号の規定により、高等学校臨時免許助教諭飯免許状を有するものとみなされた者</p> <p>十イ 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四十條の規定によつて高等学百三十一号)第一級総合無線通信士(以下校の助教諭)又は第一級陸上無線技術士(以下免許状)の資格を有する者</p> <p>ロ 電波法第四十條の規定による第二級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、二年以上無線通信に關し、実地の經驗(文部科学省令で定める学校の教員としての經驗を含む。第二十号の二のロ、第二十号の四及び第二十号の五の場合においても同様とする。)を有する者で技術優秀と認められるもの(教員としては良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものとする。第二十号の二のロ、第二十号の四</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>
<p>及ぶ第二十号の五の場合においても同様とする。)</p> <p>十イ 旧無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)によ論の二種の無線電信講習所、旧通信院官制免許状及二(昭和十八年勅令第八百三十一号)び高等学による官吏練習所又は旧通信講習校教諭の所官制(昭和二十年勅令第三百三十一種免許五号)による高等通信講習所にお状ける修業年限三年の課程を卒業した者</p> <p>ロ 第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、三年以上無線通信に關し、実地の經驗を有する者で、技術優秀と認められるもの</p>	<p>二 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百九号)び高等学十(昭和二十六年法律第四百九号)の第五條の規定による三級海技士校の助教三(航海)(以下「三級海技士(航海論の臨時海)」という。又は三級海技士免許状(機関)(以下「三級海技士(機関)」という。)の海技免状を有する者(文部科学省令で定める者を除く。)</p>	<p>二 三級海技士(航海)又は三級海技中學校教士(機関)の海技免状を有し、五論の二種十(以上船舶に關し、実地の經驗を免許状及有する者(文部科学省令で定める高等学四者を除く。))で、技術優秀と認めら校教諭のれるもの</p> <p>二 旧專門学校令による高等商船学校中學校教及及び函館水産專門学校の遠洋漁業論の一種十(函館高等水産学校の遠洋漁業免許状及五科を含む。)並びに旧水産講習所官制(明治三十年勅令第四十七号)校教諭の制(明治三十年勅令第四十七号)による第一水産講習所の漁業科専修免許(水産講習所の遠洋漁業科及び第一状水産講習所の遠洋漁業科を含む。)を卒業した者で、船舶職員及び小型船舶操縦者法第五條の規定による二級海技士(航海)若しくは二級海技士(機関)の海技免状を有し、三年以上船舶に關し、実地の經驗を有する者(文部科学省令で定める者を除く。又は一級海技士</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>
<p>(航海)若しくは一級海技士(機関)の海技免状を有する者で、技術優秀と認められるもの</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第三百三條養護教諭第二号又は第三号の規定により、の二種免養護教諭飯免許状を有するものと許状みなされた者</p> <p>ロ 学校教育法施行規則第三百三條第四号の規定に基き、この法律施行日までに文部大臣の指定した者</p> <p>ハ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>	<p>二 旧盲学校及び聾啞学校令(大正十二年勅令第三百七十五号)に基く者に関する二 公立私立盲学校及聾啞学校規程(大正十二年文部省令第二十四号)は聴覚障(以下「公立私立盲学校及聾啞学校規程」という。)第十條第一項又する教育は第十一條第一項の規定により、の領域を盲学校又はろう、あ学校の教員となることが出来る者</p>	<p>二 旧公立私立盲学校及聾啞学校規程第十條第二項又は第十一條第二項者に関する十の規定により、盲学校初等部又はは聴覚障ろ、あ学校初等部の教員となるこは聴覚障とが出来る者</p> <p>二 旧公立私立盲学校及聾啞学校規程第十條第二項又は第十一條第二項者に関する十の規定により、盲学校初等部又はは聴覚障ろ、あ学校初等部の教員となるこは聴覚障とが出来る者</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>	<p>十 前条又は本条の表の上欄の各号の中学校助六に該当しない者で、昭和二十二教諭の臨時免許状に就いた者</p> <p>十イ 学校教育法施行規則第一百一条中学校助七第四号の規定に基き、この法律施行教諭の臨時の日までに文部大臣の指定した時免許状者</p> <p>ロ 文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者</p>

の第二号から第四号まで、第六号、第十二号、第十五号若しくは第十五号の二の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職にあつた者	
二この表の前号の上欄に掲げる者幼稚園教	
三	
四良好な成績で勤務した旨の実務証免許状の明責任者の証明を有するもの	
五	
六	
七	
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	
十八	
十九	
二十	
二十一	
二十二	
二十三	
二十四	
二十五	
二十六	
二十七	
二十八	
二十九	
三十	
三十一	
三十二	
三十三	
三十四	
三十五	
三十六	
三十七	
三十八	
三十九	
四十	
四十一	
四十二	
四十三	
四十四	
四十五	
四十六	
四十七	
四十八	
四十九	
五十	
五十一	
五十二	
五十三	
五十四	
五十五	
五十六	
五十七	
五十八	
五十九	
六十	
六十一	
六十二	
六十三	
六十四	
六十五	
六十六	
六十七	
六十八	
六十九	
七十	
七十一	
七十二	
七十三	
七十四	
七十五	
七十六	
七十七	
七十八	
七十九	
八十	
八十一	
八十二	
八十三	
八十四	
八十五	
八十六	
八十七	
八十八	
八十九	
九十	
九十一	
九十二	
九十三	
九十四	
九十五	
九十六	
九十七	
九十八	
九十九	
百	

備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二條第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二條第三項に規定する所轄庁、学校教育法第二條第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）第三條に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。

2 前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四條第五項に掲げる教科については、文部科学省令で定める基準に従い、都道府県の教育委員会規則で定める。

3 前條の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三條第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。

4 前條の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四條第五項に掲げる教科については、文部科学省令で定める基準に従い、都道府県の教育委員会規則で定める。

**第八條 削除**

**第九條 削除**

附則 抄

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に校長又は教員の職にある者については、学校教育法第九條第二號の改正規定にかかわらず、改正前の同法第九條第三號の規定を適用する。

3 旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校を卒業した者であつて、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四十四号）の施行の際現に一年以上小学校、中学校又は高等学校の教員の職にあるものは、この法律の規定の適用については、第二條第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者とみなす。

4 第二條第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

附則（昭和二十五年五月二三日法律第二〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年八月四日法律第二三〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年三月二二日法律第一四四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年三月二二日法律第一四四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十九年六月三日法律第一五九号）抄

この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十三年五月三十一日法律第一四四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條から第五條まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

3 第三條及び第四條の規定の施行前にこれらの規定による改正前の教育職員免許法若しくは教育職員免許法施行法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事がした免許状の授与その他の処分又は通知その他の手続は、第三條及び第四條の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会がした処分又は手続とみなす。

附則（昭和五七年五月一日法律第三九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六一年二月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四條、第六條及び第九條から第十二條までの規定、第十五條中身体障害者福祉法第十九條第四項及び第十九條の二の改正規定、第十七條中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四條の規定並びに附則第二條、第四條、第七條第一項及び第九條の規定並びに附則第十條中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第六條第五十六號の改正規定 昭和六十二年四月一日

附則（昭和六三年二月二八日法律第一〇六号）抄

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第二条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（以下「旧施行法」という。）、第三条の規定による改正前の教育職員免許法の一部

を改正する法律若しくは第四條の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律の規定により授与され、又は旧施行法の規定により交付を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類ごとの同欄に掲げる免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応する教員の種類ごとの同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。	旧免許状	新免許状
小学校教諭、中学校教諭一級普通免許一種免許状	小学校教諭、中学校教諭一級普通免許一種免許状	小学校教諭、中学校教諭一級普通免許一種免許状
論、盲学校教諭、聾学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭二級普通免許二種免許状	論、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭二級普通免許二種免許状	論、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭二級普通免許二種免許状
幼稚園教諭及び養護教諭	幼稚園教諭及び養護教諭	幼稚園教諭及び養護教諭
論	論	論
高等学校教諭	高等学校教諭	高等学校教諭
一級普通免許専修免許状	一級普通免許専修免許状	一級普通免許専修免許状
二級普通免許一種免許状	二級普通免許一種免許状	二級普通免許一種免許状

備考 中学校教諭及び高等学校教諭の免許状については、それぞれ教科に應ずるものとする。

5 第二條の規定による改正後の教育職員免許法施行法（以下「新施行法」という。）第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。以下この項において同じ。）の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院（大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程を含む。）に在学し、昭和六十八年三月三十一日までに修士の学位を得たもの（大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。）は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により

一種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの専修免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄に定める単位数(別表第二の場合については、イの項に係る単位数)は、既に修得したものとみなす。

7 新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四条の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一特別支援学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。

附則(平成元年一月七日法律第六七号)抄  
 (施行期日等)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成三年四月二日法律第二三三号)抄  
 (施行期日)  
 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。  
 附則(平成三年四月二日法律第二五二号)抄  
 (施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附則(平成一一年一月二二日法律第一六〇号)抄  
 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則(平成一四年六月七日法律第六〇号)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一五年七月一六日法律第一一七号)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
 第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (その他の経過措置の政令への委任)  
 第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一八年六月二二日法律第八〇号)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(教育職員免許法施行法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の教育職員免許法施行法の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状(以下この項において「旧免許状」という。)

は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

旧免許状 新免許状

盲学校教諭二種免許状 視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状

盲学校教諭一種免許状 視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状

聾学校教諭二種免許状 聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状

聾学校教諭一種免許状 聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状

2 前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

3 附則第八条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者について準用する。  
 附則(平成一九年六月二七日法律第九八号)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
 二 第一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十条第一項に一号を加える改正規定、同法第十一条、第十四条、第十四条の二及び第二十三条第二号の改正規定、同法附則第五項の表備考第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。))を除く。次条から附則第四条までの規定並びに附則第七条、第八条第二項、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定 平成二十一年四月一日

附則(平成二一年四月一日法律第二三三号)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二一年四月一日法律第二五二号)抄  
 (施行期日)

1 この法律は、平成二十一年七月一日から施行する。